

令和 7 年 9 月 2 2 日

生徒・生計維持者（父母等）の皆様へ

徳島県教育委員会

徳島県専攻科の生徒への奨学のための給付金について（御案内）

徳島県専攻科の生徒への奨学のための給付金は、高等学校等専攻科に通う生徒の修学を支援するための制度です。

一定の要件を満たす世帯を対象として、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、世帯区分に応じて、徳島県専攻科の生徒への奨学のための給付金を支給します。支給を希望される方は、支給要件を御確認の上、申請をお願いいたします。

なお、生計維持者（父母等）が徳島県外に住所を有している場合は、その都道府県の制度が適用されます。詳しくは、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

申請書等提出期限

通 常 申 請：令和 7 年 1 0 月 2 4 日（金）

最 終 申 請：令和 7 年 1 2 月 1 9 日（金）

家 計 急 変：令和 8 年 2 月 2 7 日（金）

※ 家計急変は令和 8 年 2 月末まで受付を行います、
令和 8 年 1 月以降に申請する場合は支給額が減少しますので、
御注意ください。

提 出 先

国 公 立：生涯学習課

私 立：こども未来政策課

※徳島県内の専攻科に在学している場合は、
当該高等学校専攻科へ提出してください。

I. 支給要件について

基準日において、次の要件を満たす世帯の生計維持者（父母等）が対象になります。

- 1 生計維持者（父母等）が徳島県内に住所を有していること。
- 2 生計維持者（父母等）全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が以下のいずれかの世帯であること（基準日は令和7年7月1日）
 - ア 非課税である世帯（生活保護受給世帯を含む）。
 - イ 105,500円未満である世帯（アを除く）。
 - ウ 264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯（ア、イを除く）。
- 3 生計維持者（父母等）の死亡、傷病、失業・廃業、あるいは災害等により、家計が急変し、生計維持者（父母等）全員の収入が道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が上記2相当に減少したと認められる世帯であること
- 4 生徒は、高等学校等専攻科修学支援金の支給対象である高等学校等専攻科に在学していること。

◇「所得割額非課税世帯」相当と認められる世帯の給与年収・年間所得

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
給与年収見込(未満)	2,044,000円	2,216,000円	2,716,000円	3,216,000円	3,704,000円
所得見込(未満)	1,360,000円	1,470,000円	1,820,000円	2,170,000円	2,520,000円

世帯人数：生計維持者（父母等）及び扶養親族の人数

※ 特別支援学校の専攻科に在学されている方は給付金の支給対象外になります。

※ 次の方は家計急変に含まれません。

（通常支給の対象となる方）

・ 申請の翌月の1日時点で生活保護（生業扶助）を受給している方
・ 生計維持者（父母等）全員の令和7年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が非課税である世帯（生活保護受給世帯を含む。）、105,500円未満である世帯又は264,500円未満であり市町村民税に係る生計維持者の扶養する子が3人以上いる世帯の方

（支給の対象外となる方）

・ 離婚により収入が減少した方
・ 定年退職等、非自発的失業ではない理由で失職した方

- ※ 不支給になった方で、年度途中で税の更正等により所得割が非課税になった場合は再度申請が必要です。
- ※ 記載誤りがあった場合、不支給となる可能性があるため丁寧な記入をお願いいたします。

Ⅱ．支給額について

区 分	公 立	私 立
生計維持者（父母等）全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯	50,500円	52,100円
生計維持者（父母等）全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が105,500円未満である世帯	10,100円	10,420円
生計維持者（父母等）全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯	10,100円	10,420円

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、上記の金額に次の金額を加算することができます。

・国公立の高等学校等専攻科に通う生徒 1人当たり 64,800円

・私立の高等学校等専攻科に通う生徒 1人当たり 81,000円

Ⅲ．申請の手続について

1 申請書等の提出

「徳島県専攻科の生徒への奨学のための給付金」を受給するためには、「徳島県専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書（第1号様式）」と「扶養親族申告書（第9号様式）」や「令和7年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類」などの提出が必要です。詳しくは【Ⅳ．提出書類について】を御確認ください。

なお、審査に必要な書類の提出がない場合や書類の提出が遅れた場合

には、徳島県専攻科の生徒への奨学のための給付金の支給ができないことがあります。

また、各申請書類等の記入に当たっては、鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペン、修正液、修正テープなどの筆記用具は使用しないで丁寧に御記入ください。

2 申請書等の審査

徳島県教育委員会において受給資格を審査し、審査結果が徳島県教育委員会から学校長を通じて通知されます。

なお、県外の高等学校等専攻科に在学している方については、直接、申請者宛てに審査結果を通知します。

(1) 支給が決定された場合

「徳島県専攻科の生徒への奨学のための給付金支給決定通知書」が送付されます。

徳島県から申請書に記入された口座に振り込みます。(支給の時期は、令和7年12月以降、家計急変申請の場合は提出から3か月後以降を予定)。

本給付金については、授業料以外の教育に必要な経費(教科書費、教材費、学用品費等)に活用してください。

(2) 不支給になった場合

「徳島県専攻科の生徒への奨学のための給付金不支給決定通知書」が送付されます。

(3) 基準日に対象生徒が休学している場合

基準日(令和7年7月1日。令和7年7月2日以降に家計急変した場合は、家計急変のあった月の翌月1日)に休学している場合は、原則として給付しません。ただし、令和7年12月末までの間に在籍する高等学校等専攻科が発行する証明書の提出等により、復学の確認をした上で、受給資格の認定を行いますので、在学する高等学校等専攻科が定めた提出期限までに必要書類を提出してください。

また、復学の時期によっては、受給資格の認定等が遅れることがありますので御承知ください。

なお、令和7年12月末までに復学の確認ができない場合は、今年度の本給付金は不支給になります。

IV. 提出書類について

1 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(生活保護受給世帯を含む。)又は105,500円未満の世帯

(1) 徳島県専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書(第1号様式)

「記載例」「留意事項・記入上の注意」を参考に、令和7年7月

- 1 日現在（基準日）の状況を記入してください。
- （２）在学証明書兼個人対象要件証明書（第２号様式）
令和７年７月１日現在（基準日）の証明が必要です。
在学する高等学校等専攻科にお願いしてください。
- （３）次のうちいずれかの道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類
- ① 個人番号カード(写)等貼付台紙（第３号様式）
「記載例」を参考に、基準日（令和７年７月１日）現在の状況を記入し、必要書類を添付してください。
- ② 市町村発行の「令和７年度の課税証明書」
- ③ 自営業などの方は、毎年６月に発行される道府県民税及び市町村民税の「令和７年度納税通知書」についても認めます。
- ※ ①～③については、生計維持者（父母等）全員分が必要です。
③については原本と写しの両方を提出していただき、原本については、確認後に返却します。
ただし、「専攻科支援金受給申請書・収入状況届出書」と併せて②を提出しており、生計維持者（父母等）全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であることが確認できる場合は、その写しでも可とします。
- ※ 生計維持者（父母等）が生活保護を受けている場合は、生活保護受給証明書の提出でも可とします。
- （４）扶養誓約書（第４号様式）
生徒の主たる生計維持者が１名又は生徒本人が生計維持者の場合のみ提出してください。
- （５）扶養親族申告書（第９号様式）
令和６年１２月３１日時点の、生計維持者の市町村民税上の扶養親族（配偶者を除く）を全員記載してください。
- （６）振込口座届（第１０号様式）
振込口座として指定した申請者名義の口座（学校費の引落口座等）の、金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義フリガナが確認できるページをコピーしてください。
- （７）その他
県教育委員会が必要と認める書類を提出いただく場合があります。

2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が２６４，５００円未満かつ扶養する子が３人以上いる世帯（１を除く）

- （１）徳島県専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書（第１号様式）
「記載例」「留意事項・記入上の注意」を参考に、令和７年７月１日現在（基準日）の状況を記入してください。

(2) 在学証明書兼個人対象要件証明書（第2号様式）

令和7年7月1日現在（基準日）の証明が必要です。

在学する高等学校等専攻科にお願いしてください。

(3) 次のうちいずれかの道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類

① 個人番号カード(写)等貼付台紙（第3号様式）

「記載例」を参考に、基準日（令和7年7月1日）現在の状況を記入し、必要書類を添付してください。

② 市町村発行の「令和7年度の課税証明書」

③ 自営業などの方は、毎年6月に発行される道府県民税及び市町村民税の「令和7年度納税通知書」についても認めます。

※ ①～③については、生計維持者（父母等）全員分が必要です。

③については原本と写しの両方を提出していただき、原本については、確認後に返却します。

ただし、「専攻科支援金受給申請書・収入状況届出書」と併せて②を提出しており、生計維持者（父母等）全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であることが確認できる場合は、その写しでも可とします。

※ 生計維持者（父母等）が生活保護を受けている場合は、生活保護受給証明書の提出でも可とします。

(4) 次のうちいずれかの「扶養する子が3人以上いる世帯」が確認できる書類

① 個人番号カード(写)等貼付台紙（第3号様式）

「記載例」を参考に、基準日（令和7年7月1日）現在の状況を記入し、必要書類を添付してください。

② 市町村発行の「令和7年度の課税証明書」（扶養親族の記載が省略されていないもの）

※ ①、②については、生計維持者（父母等）全員分が必要です。

※ (3) の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類で上記①又は②の書類を提出していただく場合は、提出を省略できます。

(5) 扶養誓約書（第4号様式）

生徒の主たる生計維持者が1名又は生徒本人が生計維持者の場合のみ提出してください。

(6) 扶養親族申告書（第9号様式）

令和6年12月31日時点の、生計維持者の市町村民税上の扶養親族（配偶者を除く）を全員記載してください。

(7) 振込口座届（第10号様式）

振込口座として指定した申請者名義の口座（学校費の引落口座等）の、金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義フリガナが

確認できるページをコピーしてください。

(8) その他

県教育委員会が必要と認める書類を提出いただく場合があります。

3 家計急変世帯の場合

(1) 徳島県専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書（第1号様式）

「記載例」「留意事項・記入上の注意」を参考に家計急変のあった月の翌月1日（家計急変があった日が月の初日である場合はその日。令和7年7月1日以前に家計急変した場合は7月1日）現在（基準日）の状況を記入してください。

(2) 在学証明書兼個人対象要件証明書（第2号様式）

家計急変のあった月の翌月1日（家計急変があった日が月の初日である場合はその日。また、令和7年7月1日以前に家計急変した場合は7月1日）（基準日）の証明が必要です。

在学する高等学校等専攻科にお願いしてください。

なお、各高等学校等が規定する「在学証明書（任意様式）」により家計急変のあった月の翌月1日（家計急変があった日が月の初日である場合はその日。また、令和7年7月1日以前に家計急変した場合は7月1日）（基準日）における対象生徒の在学状況が確認できる場合は、「在学証明書（任意様式）」の提出でも構いません。

(3) 家計急変の届出（第1号様式（別紙））

「記載例」「提出書類一覧」を参考に、家計急変の理由や発生した日、家計急変のあった月の翌月1日（家計急変のあった日が月の初日である場合はその日。また、令和7年7月1日以前に家計急変した場合は7月1日）現在（基準日）の扶養親族の状況等を記入し、添付書類を提出してください。

ア 生計維持者（父母等）の家計急変の理由を証明する書類

住民票の除票、診断書、離職票、開廃業届出書、罹災証明書等

イ 生計維持者（父母等）の家計急変前の収入を証明する書類（次のうちいずれかの令和7年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類）

① 個人番号カード(写)等貼付台紙（第3号様式）

「記載例」を参考に、家計急変のあった月の翌月1日（家計急変のあった日が月の初日である場合はその日。また、令和7年6月30日以前に家計急変した場合は7月1日）現在（基準日）の状況を記入し、必要書類を添付してください。

② 市町村発行の「令和7年度の課税証明書」

③ 自営業などの方は、毎年6月に発行される道府県民税及び市町村民税の「令和7年度納税通知書」についても認めます。

※ ①、②、③については、生計維持者（父母等）全員分が必要です。③については原本と写しの両方を提出していただき、原本については、確認後に返却します。

ただし、「専攻科支援金受給申請書・収入状況届出書」と併せて②を提出しており、生計維持者（父母等）全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる場合は、その写しでも可とします。

ウ 生計維持者（父母等）の家計急変後の収入が確認できる書類

家計急変後の給与明細書（３か月分）、税理士等が作成した証明書類、令和６年度確定申告の写しと家計急変後の売上台帳（３か月分）等。

※ 生計維持者（父母等）全員分が必要です。

エ 世帯（生計維持者（父母等）及びその扶養親族）の人数・年齢が確認出来る書類

① 個人番号カード(写)等貼付台紙（第３号様式）

「記載例」を参考に、基準日（令和７年７月１日）現在の状況を記入し、必要書類を添付してください。

② 市町村発行の「令和７年度の課税証明書」（扶養親族の記載が省略されていないもの）

※ ①、②については、生計維持者（父母等）全員分が必要です。

※ イの生計維持者（父母等）の家計急変前の収入を証明する書類で上記①又は②の書類を提出いただく場合は、提出を省略できます。

（４）扶養誓約書（第４号様式）

生徒の主たる生計維持者が１名又は生徒本人が生計維持者の場合のみ提出してください。

（５）扶養親族申告書（第９号様式）

令和６年１２月３１日時点の、生計維持者の市町村民税上の扶養親族（配偶者を除く）を全員記載してください。

（６）振込口座届（第１０号様式）

振込口座として指定した申請者名義の口座（学校費の引落口座等）の、金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義フリガナが確認できるページをコピーしてください。

（７）その他

県教育委員会が必要と認める書類を提出いただく場合があります。

V. 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合

上記提出書類に加え次に掲げる書類が必要です。

（１）被災したことを証明する書類（罹災証明書等）

(2) 制服の購入が必要であることを証明する書類（第8号様式）

VI. その他

- ・「徳島県専攻科の生徒への奨学のための給付金」の支給は、一人の生徒につき年1回のみでの支給です。
- ・ 給付の回数は、通算で2回を上限とします。
- ・ 過去に国公立を問わず高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合は、「徳島県専攻科の生徒への奨学のための給付金」を受け取ることはできません。
- ・ 虚偽の申請等により、不正に支給決定を受けていたことが判明した場合は、支給決定を取り消し、全額を返還していただきます。
- ・ 「徳島県専攻科の生徒への奨学のための給付金」の支給要件の審査のため、対象となる生徒の高等学校等専攻科修学支援金の支給決定等を確認します。

VII. マイナンバーについて

- ・ 専攻科支援金手続き時に提出済みであっても、専攻科奨学のための給付金受給申請のために改めて提出が必要です。
- ・ 昨年度以前に提出済みであっても、今年度の手続きのために、改めて提出が必要です。
- ・ 御提出いただいたマイナンバーにつきましては、専攻科奨学のための給付金事業のみに利用し、徳島県が講じております安全措置に従って、適切に管理を行います。
- ・ 令和2年5月に個人番号通知カードが廃止され、住所・名前等の記載内容（裏面の修正欄を含む）が現在のもものと一致していない方は、個人番号の提出書類としてお使いいただくことができません。その場合は、個人番号カード(写)等貼付台紙にマイナンバー付きの住民票（原本）を添付するか、あるいは課税証明書等を提出してください。
- ・ 生徒を通じて学校へ提出する場合、個人番号カード(写)等貼付台紙は封筒に入れ、封をしっかりとじてください。
- ・ 郵送で提出する場合、受取の確認が可能な簡易書留等を御利用ください。また、本人確認書類を忘れずに添付してください。
- ・ 御提出いただいたマイナンバーで課税状況の確認ができない場合（無申告等）、追加で手続や書類の提出を依頼することがあります。

【 問合せ・提出先 】

※ 県外の公立の高等学校等専攻科に在学している方については、徳島県教育委員会生涯学習課修学支援担当に提出してください。

徳島県教育委員会 生涯学習課 修学支援担当
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話番号 088-621-3132

※ 県外の私立の高等学校等専攻科に在学している方については、申請書類の提出先等が異なりますので、次の問合せ先までお問い合わせください。

徳島県こども未来部 こども未来政策課 こども教育担当
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話番号 088-621-2026